

平成 21 年 10 月 30 日  
原子力安全対策課  
( 2 1 - 5 1 )  
< 12 時資料配付 >

## 高速増殖原型炉もんじゅの新燃料輸送について

このことについて、独立行政法人日本原子力研究開発機構から下記のとおり連絡を受けた。

### 記

高速増殖原型炉もんじゅ（高速増殖炉；定格電気出力 28.0 万 kW）は、本日 11 時 05 分、新燃料集合体 18 体（混合酸化物炉心燃料集合体）を受け入れた。

#### 1. 輸送年月日

平成 21 年 10 月 29 日 独立行政法人日本原子力研究開発機構  
東海研究開発センター 発

平成 21 年 10 月 30 日 独立行政法人日本原子力研究開発機構  
敦賀本部高速増殖炉研究開発センター 着  
(高速増殖原型炉もんじゅ)

#### 2. 輸送数量等

新燃料集合体 18 体  
輸送容器 9 個

#### 3. 輸送物の種類

BU 型核分裂性輸送物

#### 4. 輸送方法

陸上輸送

問い合わせ先（担当：有房）  
内線 2354・直通 0776(20)0314

「輸送における安全性について」

1. 輸送物の種類

BU型核分裂性輸送物

2. 輸送容器の概要

型式 ; MONJU-F型・・・9個  
形状 ; 円筒形  
寸法 ; 長さ：約5 m、幅：約0.6 m、高さ：約0.7 m  
重量 ; 約2.6 t（輸送容器だけで約2.3 t）  
材質 ; ステンレス鋼製

3. 輸送物の安全確認

本輸送物（BU型核分裂性輸送物）については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、独立行政法人原子力安全基盤機構により確認されたものである。

4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両の積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を実施している。

なお、万一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防・警察・自治体および官庁等に連絡するとともに、適切な措置を取ることにしており、十分な安全対策が講じられることとなっている。

『BU型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第59条に基づき国が定めている『BU型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、以下のとおりである。

①線量当量率

表面で、 2 ミリシーベルト／時以下  
表面から1m離れた位置で、 0.1 ミリシーベルト／時以下

②表面密度限度

$\alpha$ 線を放出する放射性物質の場合、 0.4 ベクレル/cm<sup>2</sup>以下  
 $\alpha$ 線を放出しない放射性物質の場合、 4 ベクレル/cm<sup>2</sup>以下

また、BU型核分裂性輸送物の試験条件には、

①一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

②特別の試験条件

9m落下試験、棒上の1m落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても容器の健全性を維持し、臨界の防止を確保するよう、法令の基準値を満足することになっている。